

吳市教育委員会議題
(平成29年9月27日定例会)

吳市教育委員会

平成29年9月27日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第33号 臨時代理の承認について（契約の締結について（和庄中学校体育館
建設工事））
- 4 報告第22号 呉市学校給食共同実施校における米飯提供について
- 5 報告第23号 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

教議第33号

臨時代理の承認について

契約の締結について、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（平成19年呉市教育委員会規則第9号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

別 紙

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 和庄中学校体育館建設工事
- 2 工 事 場 所 呉市和庄登町3番18号
- 3 工 事 概 要 構造・階数 鉄骨造，地上2階建て
延べ面積 843.84平方メートル
その他 渡り廊下新設工事 一式，渡り廊下改修工事 一式，
外構工事 一式
- 4 契 約 金 額 311,580,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 呉市阿賀北4丁目5番18号
三栄建設株式会社
代表取締役 濱井 雅彦
- 6 契 約 の 方 法 一般競争入札（事後審査方式）

（提案理由）

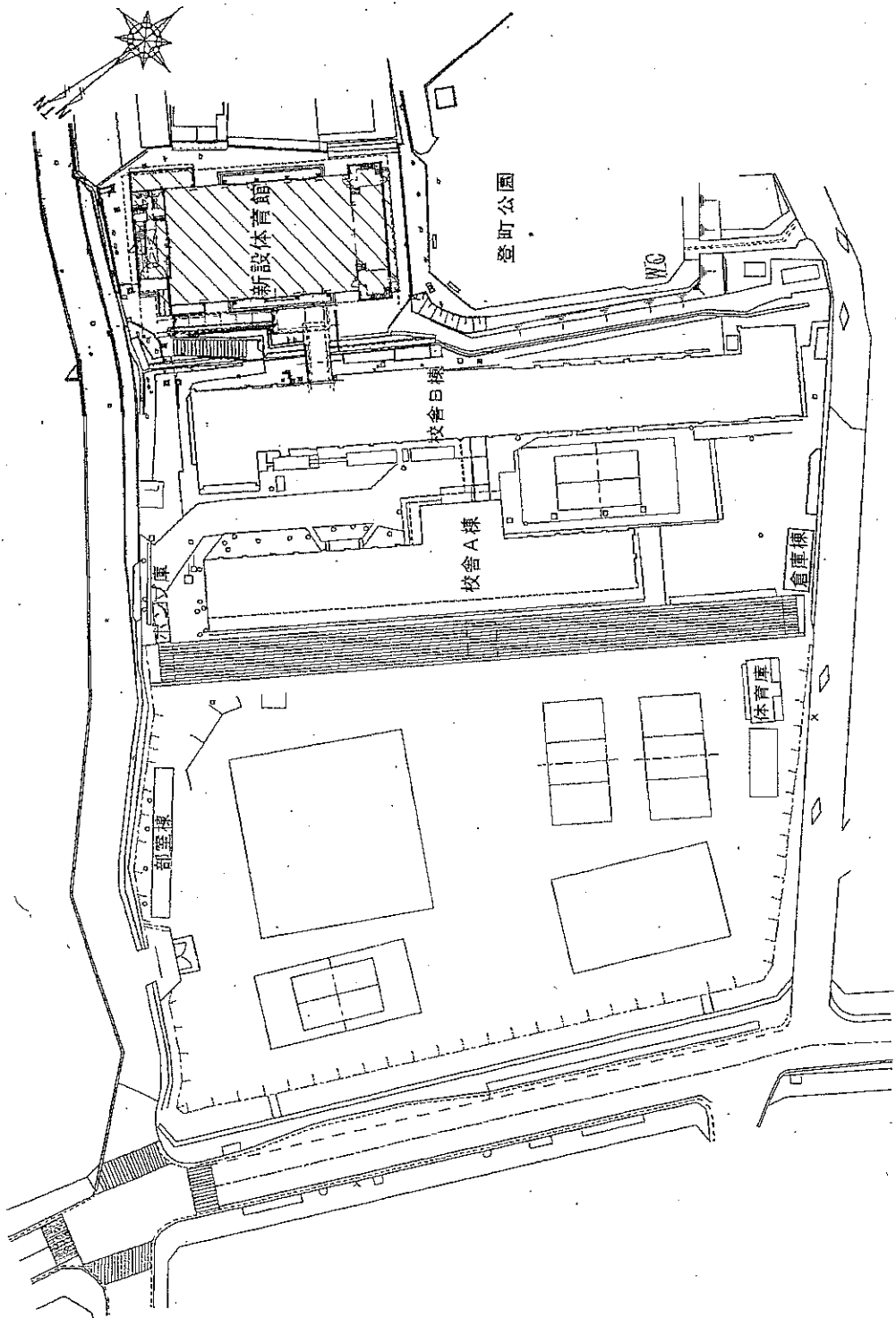
和庄中学校体育館建設工事を施工するに当たり工事請負契約を締結するもので、呉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

工 事 概 要 等

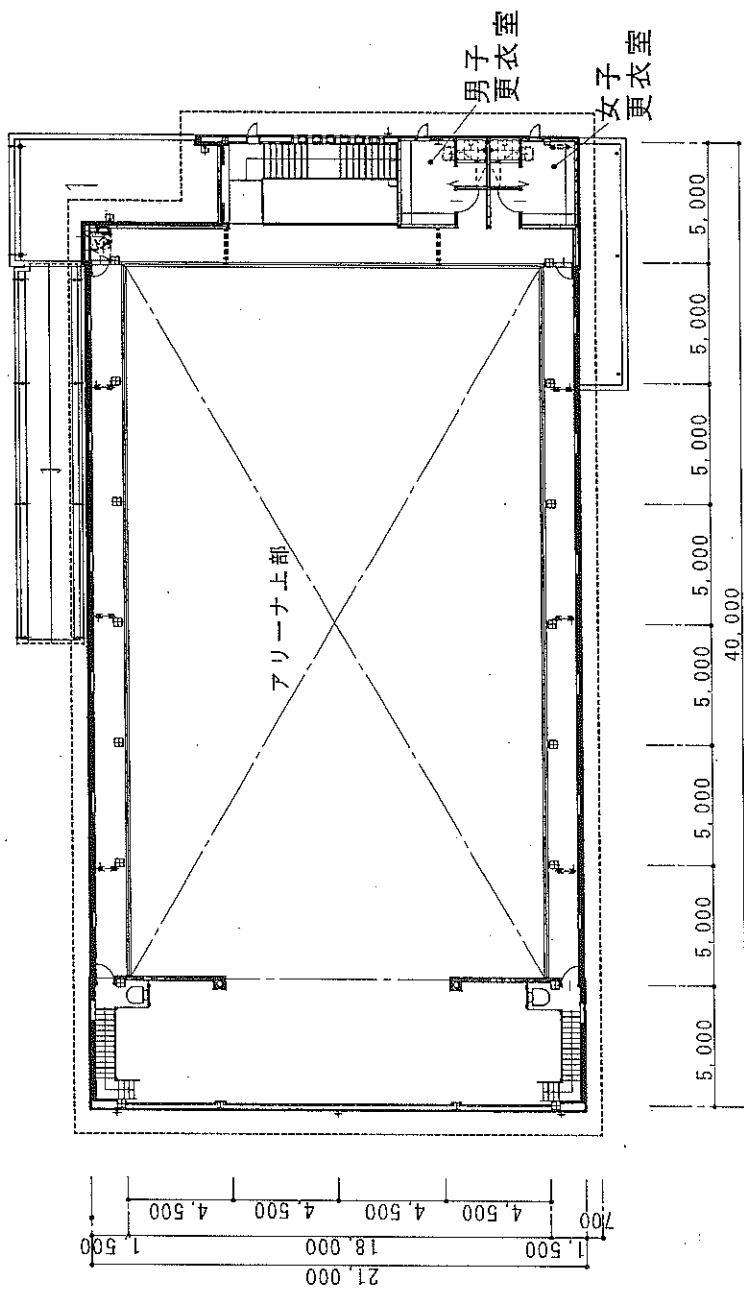
工 事 名	和庄中学校体育館建設工事			
工 事 場 所	呉市和庄登町3番18号			
工 事 概 要	構造・階数	鉄骨造，地上2階建て		
	延べ面積	1階	762.66㎡	
		2階	81.18㎡	
		合計	843.84㎡	
	外部仕上げ	屋根	フッ素樹脂塗装鋼板ぶき	
		外壁	押出成形セメント板	
		建具	アルミ製	
	主な施設等	1階	エントランスホール，アリーナ，ステージ， 多目的トイレ，男子トイレ，女子トイレ	
		2階	男子更衣室，女子更衣室	
	その他	渡り廊下新設工事 一式，渡り廊下改修工事 一式， 外構工事 一式		
別途工事	電気設備工事 給排水その他設備工事			
完成期限	平成30年3月31日			
予定価格	330,768,360円			
契約金額	311,580,000円			
開札年月日	平成29年8月3日			
参加業者数	2者			



和庄中学校体育館建設工事 付近見取図 1:3000

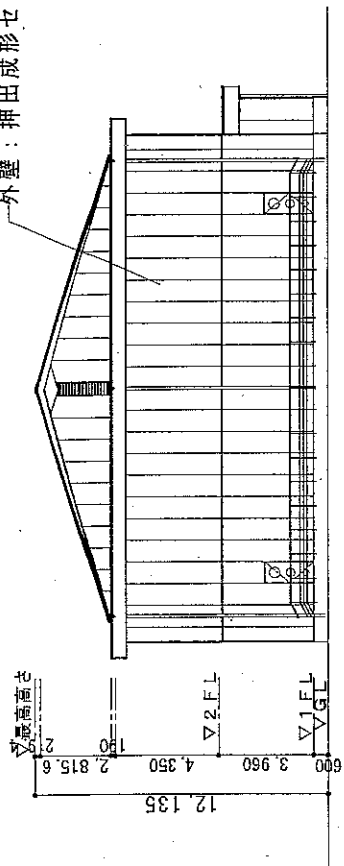


和庄中学校体育館建設工事 配置図 1:1000



和庄中学校体育館建設工事 2階平面図 1:300

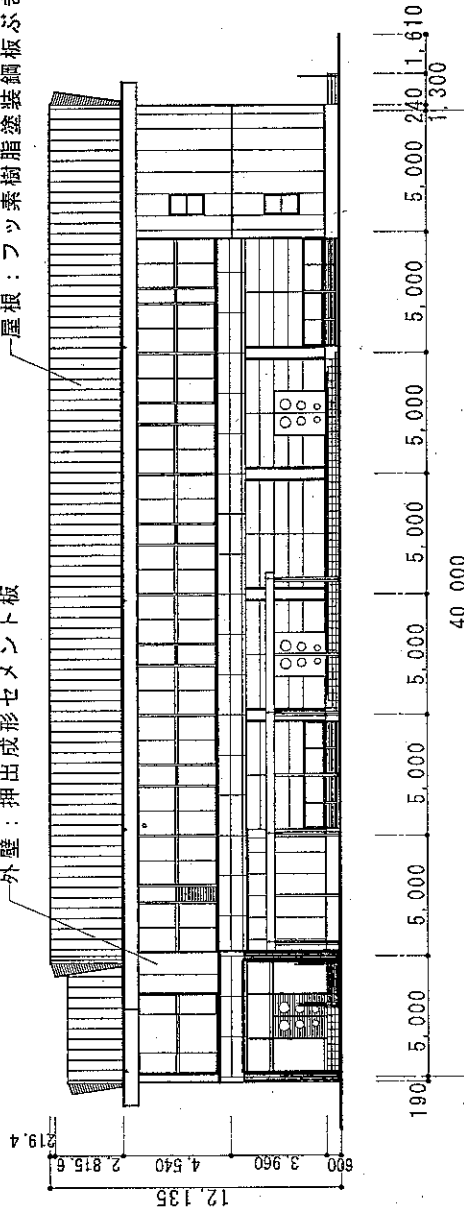
外壁：押出成形セメント板



南立面図

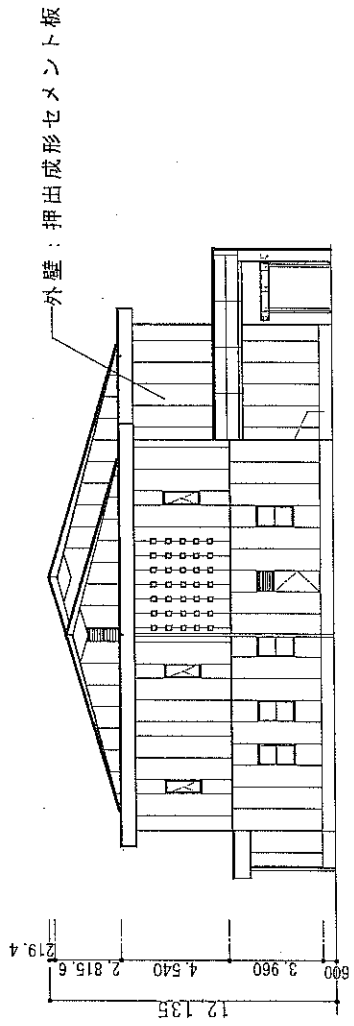
屋根：フッ素樹脂塗装鋼板ぶき

外壁：押出成形セメント板

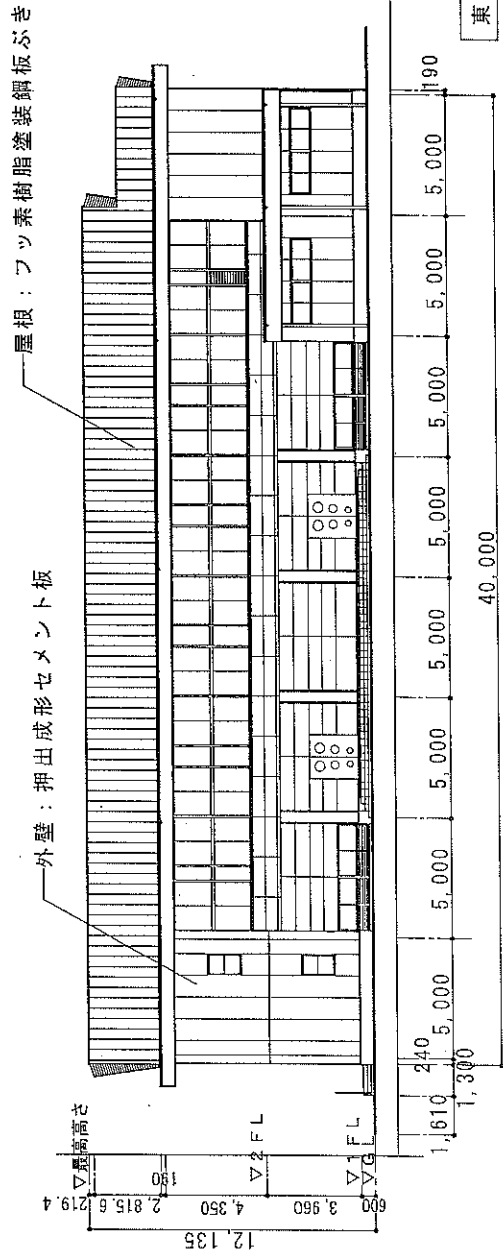


西立面図

和庄中学校体育館建設工事 立面図 1 : 300



北立面図



東立面図

和庄中学校体育館建設工事 立面図 1:300

呉市学校給食共同実施校における米飯提供について

学校施設課

呉市立小学校 26 校で共通献立・物資の共同調達を実施している呉市学校給食共同実施校について、平成 30 年度から学校給食の主食を完全米飯で提供します。

1 完全米飯の背景

- (1) 文部科学省は、望ましい食習慣の形成など教育的意義を踏まえ、米飯給食の一層の推進を要請
- (2) 呉市学校給食協会献立委員会は、献立の多様化を図るため、米飯提供回数の増加を要望
- (3) 米飯提供を委託している（公財）広島県学校給食会（以下「県給食会」という。）の供給体制が整備

2 米飯給食実施の経過（共同実施校）

実施年	実施状況等
昭和 51 年	国は、米飯給食を推奨
昭和 54 年	呉市で米飯給食を開始（月 1 回）
昭和 55 年	週 1 回に増加
平成 元年	週 1.5 回に増加
平成 15 年	週 2 回に増加
平成 23 年	週 2.5 回に増加
平成 30 年	完全米飯を実施

3 米飯提供状況（共同実施校を除く）

区分	実施回数	提供元
川尻・安浦地区	週 3 回	県給食会【栄製パン所へ委託】
音戸共同調理場	週 4.5 回	県給食会【(株)糧配へ委託】
蒲刈共同調理場	週 3 回	自場炊飯
デリバリー給食	週 4.75 回	委託業者

4 その他

- (1) 呉市学校給食協会理事会及び評議員会で議決
- (2) 献立に応じて、パン及び麺類も適宜提供

報告第23号

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

学校安全課

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について、別紙のとおり呉高等学校長、各小中学校長、ゆたか幼稚園長あて通知したものです。

呉教安第757号
平成29年9月14日

呉高等学校長 様
各小中学校長 様
ゆたか幼稚園長 様

教育委員会教育長
(教育総務課)
(学校教育課)
(学校安全課)

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について (通知)

弾道ミサイル落下時の行動については、平成29年8月24日付け呉教安第698号により通知したところですが、このたび、広島県教育委員会事務局管理部総務課長から別紙写しのおり通知がありました。

ついては、次の事項について教職員に周知するとともに、適切に取り組んでください。

- 1 広島県国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応方策について改めて検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行っていくこと。
- 2 Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図っておくこと。
- 3 Jアラート等を通じて弾道ミサイル発射に係る緊急情報が発信された場合などにおける行動については、保護者、児童生徒等を必要以上に不安にさせることがないように十分配慮した上で、別紙3「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について」の内容を児童生徒及び教職員に周知し注意喚起を図るなど、対応の検討に活用すること。

なお、Jアラート等を通じて弾道ミサイル発射に係る緊急情報が発信された場合は、Jアラートや報道等による情報収集を行い、別紙1「北朝鮮による弾道ミサイル発射時の対応の基本方針」に基づき、学校周辺や児童生徒の通学における安全確保が確認できるまで、学校(園)長の判断により臨時休業や登下校時間の変更(以下「臨時休業等」という。)を行うこととし、臨時休業等とした場合は、速やかに学校教育課教職員管理グループへ報告してください。

このうち、学校始業前において当該緊急情報が発信された場合は、登校前の児童生徒等は、通学の安全が確保されるまで自宅待機とし、登下校中又は既に登校している児童生徒等については、別紙3の「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について」に沿った行動をとるよう、周知徹底してください。

保健体育グループ
担当 島藤指導主事
電話 25-3641
FAX 24-9807
E-mail: gakuan@city.kure.lg.jp
文書分類 03-01-01

北朝鮮による弾道ミサイル発射時の対応の基本方針

呉市教育委員会

- 1 始業前に、緊急情報①が発信された場合
 - (1) 登校前の児童生徒は、「自宅待機」とする。
 - (2) 登校中またはすでに登校している児童生徒は、「別紙 3」の行動例を参考に対応する。
 - (3) その後の緊急情報に応じて、次のようにする。
 - ア 「緊急情報 A」が発信された場合、「臨時休業」とする。
 - イ 「緊急情報 B」が発信されたら、1 時間後（※ 1）を目途に「登校開始」とする。（※ 2）
 - ウ 「緊急情報 C」が発信されたら、その時点で「登校」する。（※ 2）
- 2 始業後に、緊急情報①が発信された場合
 - (1) 「別紙 3」の行動例を参考に対応する。
- 3 下校中に、緊急情報①が発信された場合
 - (1) 「別紙 3」の行動例を参考に対応する。

※ 1 「登校開始」の時間については、バスや電車の運行状況等の実情に応じて校長が設定する。

※ 2 「緊急情報 B」及び「緊急情報 C」の発信後、バスや電車の運行状況等により児童生徒の通学に支障が出ると校長が判断したときは、「臨時休業」とする。

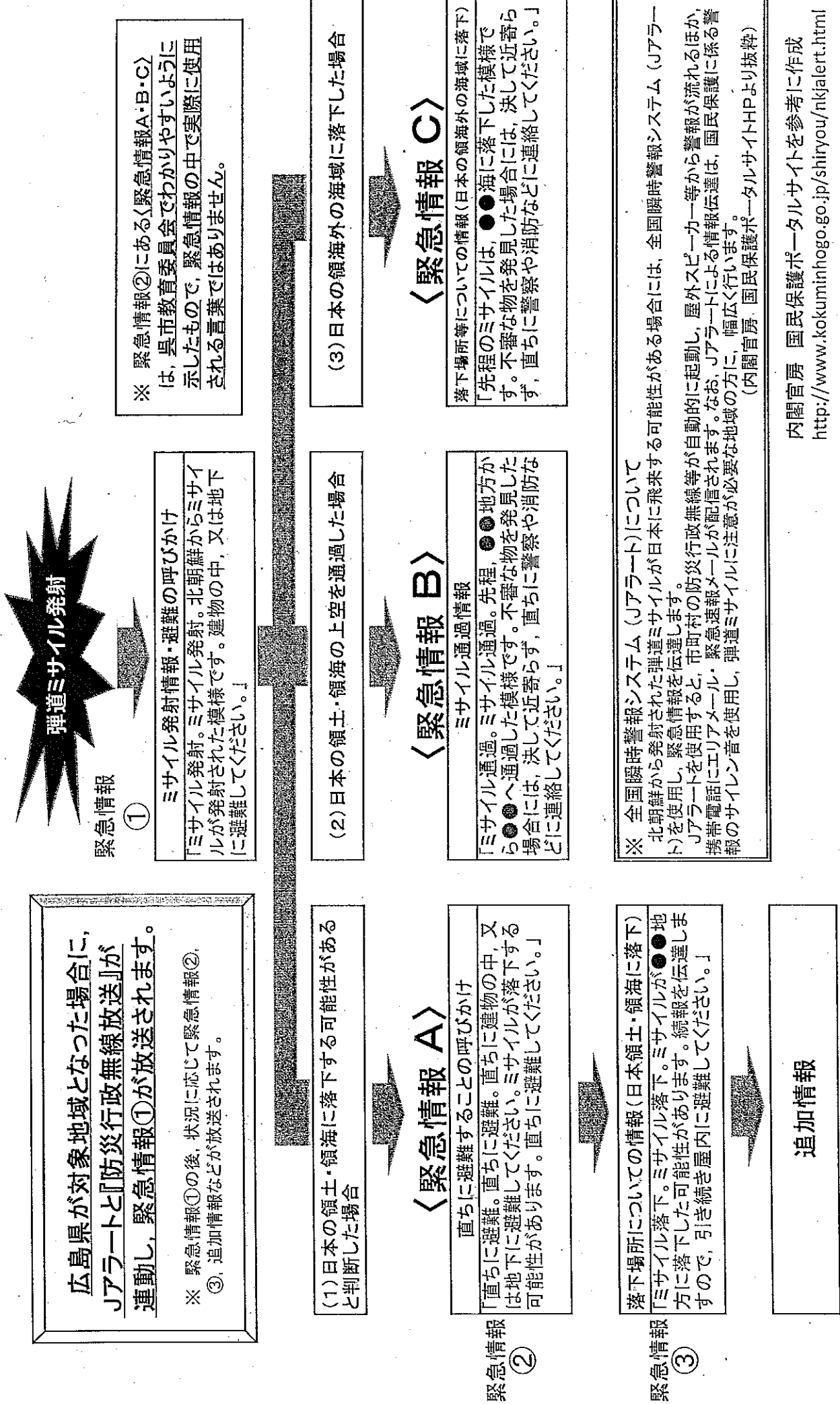
「臨時休業」とした場合は、学校教育課教職員管理グループまで電話で報告する。

別紙 2 「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における Jアラートによる情報伝達の流れ」

別紙 3 「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について」

※ スクールバスについては、運行中に緊急情報①が発信された場合、最寄りの安全な場所（学校やバス停等）にバスを停止し、車内で姿勢を低くして、安全が確認できるまで待機させます。

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるJアラートにおける情報伝達の流れ



広島県が対象地域となった場合に、Jアラートと『防災行政無線放送』が連動し、緊急情報①が放送されます。

※ 緊急情報①の後、状況に応じて緊急情報②、③、追加情報などが放送されます。

(1) 日本の領土・領海に落下する可能性がある
と判断した場合

直ちに避難することの呼びかけ

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。」

落下場所についての情報(日本領土・領海に落下)

「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難してください。」

※ 緊急情報②にある「緊急情報A・B・C」は、呉市教育委員会でわかりやすいように示したもので、緊急情報の中で実際に使用される言葉ではありません。

(2) 日本の領土・領海の上空を通過した場合

ミサイル通過情報

「ミサイル通過。ミサイル通過。先程、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

(3) 日本の領海外の海域に落下した場合

落下場所等についての情報(日本の領海外の海域に落下)

「先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

内閣官房 国民保護ポータルサイトを参考に作成
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/nkjalert.html

別紙 3

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について

(平成29年4月21日付け消防国第38号, 消防運第24号「弾道ミサイル落下時の行動等について」を参考に作成)

1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例

- ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は, Jアラートを通じて, 防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか, 緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので, メッセージが流れたら, 落ち着いて直ちに次の行動をとることが求められる。

【屋外にいる場合の行動例】

- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は, 物陰に身を隠すか地面に伏せ, 頭部を守る。

【屋内にいる場合の行動例】

- ・できるだけ窓から離れ, できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車の車内にいる場合の行動例】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため, 車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などが無い場合, 車から離れて地面に伏せ, 頭部を守る。
- ・高速道路を通行している時など, 車から出ると危険な場合には, 車を安全な場所に止め, 車内で姿勢を低くして, 行政からの指示があるまで待機する。

2. ミサイルが着弾した場合の行動例

- ミサイルが着弾した場合に取るべき行動の例は以下の通り。
- ・近くにミサイルが着弾した場合は, 屋外にいる場合は, 口と鼻をハンカチで覆いながら, 現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。屋内にいる場合は, 換気扇を止め, 窓を閉め, 目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため, テレビ・ラジオ・インターネット等を通して, 情報収集に努めるとともに, 行政からの指示があればそれに従って, 落ち着いて行動する。

写

平成 29 年 9 月 11 日

各市町教育委員会総務主管課長 様

広島県教育委員会事務局管理部総務課長

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、生涯学習政策局生涯学習推進課及び高等教育局高等教育企画課から別紙のとおり事務連絡がありました。

ついては、貴職におかれましては、当該事務連絡の趣旨を踏まえ、各市町の危機管理部局と緊密に連携するとともに、所管の各学校において必要な取組を適切に講じるよう指導してください。

なお、Jアラート等を通じて弾道ミサイル発射に係る緊急情報が発信された場合における臨時休業や登下校時間の変更（以下「臨時休業等」という。）の対応等について、県立学校長に対し通知していますので、参考までに写しを添付します。

また、当該緊急情報が発信された場合には、所管の学校における臨時休業等の対応状況について把握するとともに、当教育委員会の下記担当にも速やかに情報提供をお願いします。

担 当 総務係

電 話 082-513-4911 (ダイヤルイン)

(担当者 伊藤, 水本)

平成 29 年 9 月 11 日

各 県 立 学 校 長 様

管 理 部 総 務 課 長

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について (通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、生涯学習政策局生涯学習推進課及び高等教育局高等教育企画課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、現下の国際情勢に鑑み、北朝鮮による弾道ミサイル等が、万が一、日本の領域内に落下する可能性も考慮し、各学校においては、次の事項について適切に取り組んでください。

- 1 各学校において、広島県国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応方策について改めて検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行っていくこと。
- 2 各学校において、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図っておくこと。
- 3 Jアラート等を通じて弾道ミサイル発射に係る緊急情報が発信された場合などにおける行動については、保護者、児童生徒等を必要以上に不安にさせることがないように十分配慮した上で、別紙「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について」の内容を児童生徒及び教職員に周知し注意喚起を図るなど、各学校における対応の検討に活用すること。

なお、Jアラート等を通じて弾道ミサイル発射に係る緊急情報が発信された場合は、Jアラートや報道等による情報収集に基づき、学校周辺や児童生徒の通学における安全確保が確認できるまで、学校長の判断により臨時休業や登下校時間の変更（以下「臨時休業等」という。）を行うこととし、臨時休業等とした場合は、速やかに下記担当へ報告してください。

このうち、学校始業前において当該緊急情報が発信された場合は、登校前の児童生徒等は、通学の安全が確保されるまで自宅待機とし、登下校中又は既に登校している児童生徒等については、別紙の「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について」に沿った行動をとるよう、周知徹底してください。

担 当 総務係

電 話 082-513-4911 (ダイヤル)

(担当者 伊藤, 水本)

事務連絡
平成29年9月8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

文部科学省では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく「文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画」（平成17年10月13日付け17文科施第231号文部科学大臣・スポーツ庁長官・文化庁長官決定）において、学校等の設置者等に対し、学校等における安全確保及び安全指導体制等に関する計画等の整備や武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する啓発等について必要な指導助言及び支援等を行うこととしています。

テロ・ミサイル等突発的に大規模な災害をもたらし得る危機が発生するような状況に対しては、これまでも「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成29年3月9日付け事務連絡）等において、有事の際の情報共有・対処等について地域の実情に応じた各学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）の見直しを推進するとともに、国民保護法第42条第1項が規定する国民の保護のための措置に係る訓練についても、各自治体の危機管理部局や関係機関と連携して推進すること等を周知してきたところで

す。

現下の国際情勢に鑑み、北朝鮮による弾道ミサイル等が万が一、我が国領域内に落下する可能性も考慮し、貴課におかれては、各自治体の危機管理部局と緊密に連携し、各学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）において、下記事項について適切に取り組まれるよう、御指導等をお願いします。

なお、「弾道ミサイル落下時の行動等について」（平成29年4月21日付け消防国第38号消防運第24号）を参考に、別紙のとおり、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取りべき行動例について取りまとめたので、各学校や地域の実態に応じた対応を検討する際に御活用ください。（詳細については、国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp/>）を御確認ください。）

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等及び学校に対して、各国立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

記

- 1 各学校において、当該自治体の国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応方策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行っていくこと。
- 2 各学校において、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図っておくこと。
- 3 学校の設置者等は、自治体の危機管理部局や関係機関（例えば、警察、消防、自衛隊等）と連携強化を図ること。
- 4 学校の設置者等は、自治体の危機管理部局と連携した避難訓練を推進すること。

（留意事項）

- ・児童生徒等の実態に応じた安全指導を行うこと。
- ・政府としては、国民の安心・安全の確保に万全を期しており、保護者、児童生徒等を必要以上に不安にさせることがないよう十分配慮すること。

- ・臨時休業の取扱いについては、学校教育法施行規則（昭和 44 年文部省令第 11 号）第 63 条に基づき、学校長の判断によることとなるが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合において臨時休業とするか否かは、学校の設置者と協議の上、あらかじめ定めておくこと。また、始業前においては、登校前の児童生徒等は自宅待機とし、登下校中又は既に登校している児童生徒等については、別紙のとおり行動をとること等について、あらかじめ注意喚起しておくこと。

※本件に関する取組状況については、今後調査を実施する予定であることを申し添えます。

【関連通知等】

- 「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」（平成 27 年 3 月 31 日）
- 「学校における安全確保の取組について（依頼）」（平成 28 年 2 月 24 日）
- 「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成 28 年 5 月 2 日）
- 「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成 29 年 3 月 9 日）
- 「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」（平成 29 年 3 月 21 日）
- 「第 2 次学校安全の推進に関する計画について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日）

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課交通安全係
tel : 03-5253-4111 (2695)
fax : 03-6734-3794

(別紙)

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について
(平成 29 年 4 月 21 日付け消防国第 38 号, 消防運第 24 号「弾道ミサイル落下時の行動等について」を参考に作成)

1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例

- ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに次の行動をとることが求められる。

【屋外にいる場合の行動例】

- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【屋内にいる場合の行動例】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車の車内にいる場合の行動例】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

2. ミサイルが着弾した場合の行動例

- ミサイルが着弾した場合に取るべき行動の例は以下の通り。
- ・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

